

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成27年12月4日(金)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	松本正美	副委員長	安藤洋一
	委員	板倉浩幸	委員	水野智見
	委員	飯田雅広	委員	中村英子
	委員	奥田信宏		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	政策推進室長	服部康彦	ふるさと振興課長	寺西隆雄
	政策推進課長	黒川静一	総務部長	江上文啓
	総務部長兼安心課長	伊藤啓二	税務課長	磯野弘幸
	総務課長	浅野幸司	民生部長	鈴木利彦
	民生部長兼健康推進課長	大橋幸一	民生部長兼高齢介課長	橋本浩之
	環境課長	江場満	保険医療課長	伊藤光彦
	消防長	奥村光司	総務課長兼予防課長	山田靖
職務のため出席した者	議長	高阪康彦	議事務局長	金山昭司
	係長	飯田和泉	書記	服部有規

付託事件	議案第55号	蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
	議案第56号	蟹江町職員の再任用に関する条例等の一部改正について
	議案第57号	蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
	議案第58号	蟹江町税条例等の一部改正について
	議案第59号	蟹江町国民健康保険税条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について
	議案第60号	蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第61号	蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例及び蟹江町都市公園条例の一部改正について
	議案第62号	蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第65号	蟹江町産業会館指定管理者の指定について
議案第66号	蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について	

○委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして大変にありがとうございます。

12月に入りまして朝晩が大変寒くなりました。風邪もはやっているそうですので、どうか体には気をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は10件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 松本正美君

どうもありがとうございました。

審査に入る前にお諮りいたします。付託案件の審査順序についてであります。お手元に配付しました次第書に記されているとおり、最初に政策推進に関する議案第61号、65号の審査を行い、続いて総務に関する議案第55号、56号、57号、58号の審査を行い、続いて民生に関する議案第59号、60号、62号、66号の審査を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしの声がありました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔、明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようよろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第61号「蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例及び蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○政策推進室長 服部康彦君

おはようございます。

補足説明につきましてはございませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第61号「蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例及び蟹江町都市公園条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第65号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○政策推進室長 服部康彦君

補足説明はございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第65号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」は原案のとおり決定いたしました。

ここで、政策推進室長、ふるさと振興課長、政策推進課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午前 9時03分)

○委員長 松本正美君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時05分)

○委員長 松本正美君

議案第55号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 江上文啓君

改めましておはようございます。

補足説明はございませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

日本共産党、板倉浩幸です。

個人番号の利用について少しお伺いしたいと思います。

個人番号、いわゆるマイナンバーですが、これからいろいろな場面で記入等が出てくると思います。その場合に特に、後からも出てきますが、まず、地方税とか国保、介護、児童手当などいろいろな場面に記入が義務づけられると思いますが、別にこれは記入しなくても受理はしてくれるのでしょうかということのお伺いをしたい。

○総務課長 浅野幸司君

改めましておはようございます。

先ほどのご質問でございますけれども、そもそも番号制度というのは社会保障、それと税、それから、災害対策、その分野で利用するというものの趣旨でございます。ご質問の関係でいろいろの場面、例えば税の関係ですと給与の支払い報告書とかですね、そういうところに個人番号をお書きいただくような様式の変更がございます。各職場ごとに番号を取りまとめて、そこにしかるべき限定された担当者でもって厳重に管理しながら、その番号をそこに入れて込んで、税務署、もしくは本人、そして各市町村のほうにお送りするという流れになっております。その段階で、やはりマイナンバーの個人番号をご提示されない方もいらっしゃるということは十分想定されております。事業所側としてはもしそういう方につきましてはそのまま記入せずに出せという形で進めておりますので、あくまでもそれは事業所側としては提示を求める形になっております。ですけれども、今後その方が確定申告とかいろいろなところの場面で番号がないと非常に困られることも想定しますので、原則出していただくということに原則論はなっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今のところ、国税、確定申告等にマイナンバーを記載しなくても、義務はありますが、罰則がないということで記載をしなくても受理をする形になっています。その面でも、地方税でも同じようにわざわざ記載しなくても受理してもらえるように、要望ではないですね、これは、そうなっていますので、お願いいたします。

○委員長 松本正美君

答えはいいですか、答弁。

○委員 板倉浩幸君

その辺については。

○税務課長 磯野弘幸君

今のマイナンバーの関係なんですけれども、まずは今一番初めに出していただくものに関してですね、法人の償却資産の申告書があるんですけれども、これが今一番初めに出てくるものというふうに考えております。こちらのほうも番号の記入ということになっておりますけれども、書いてみえない方、結局郵送だとかですね、そういうものでくるものもありますので、まずはもしみえたときは記入をお願いするというふうにやる予定でおりますので、先生が言われたように強制というか、だんだんとその部分で記入をお願いしていくというふうでやっていく予定をしております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

受理はしてくれるということでよろしいんですよね。

○委員長 松本正美君

そのほか。

○委員 奥田信宏君

私も簡単なこと、今郵便局のほうからの配達の様子は刻々に入っているかどうか、今どのくらいいっている、マイナンバーですが。それと戻ってくる可能性は何割くらいをもってみえるのか。例えばちょっといろいろなことが言われていますよね。だから蟹江としたらどのくらいのところを、本当は全員配布が当たり前の話ですが、現状のほうを教えてくださいませんか。

○委員長 松本正美君

暫時休憩します。

(午前 9時11分)

○委員長 松本正美君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時12分)

○民生部長 鈴木利彦君

今、住民課のほうの、郵便局からの連絡が11月30日現在、一通り町内では配り終えたというのを聞いておまして、戻ってきているのが一応全体の3.1%、11月30日現在ですね。が住民課のほうへ戻ってきているということ聞いております。

以上です。

○委員 奥田信宏君

3.1%の人、それならすごく早い人やろうね。郵便局の保管期間がある話だから、そうすると一番初めの人でもそのくらいあるということですかね。だから、そうすると大体10%は超えるんですか。予想、わからない。

(「その辺まだ」「郵便局に」の声あり)

郵便局が保有する期間がありますよね。それが終わってから初めてこちらへ、今戻ってきているのは3.1%ということでしょう。そうすると一番初めの分だけだよ、多分。

(「くらいですね」の声あり)

初日のね。そうすると、わからないというのはわかりました。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑はございますでしょうか。

○委員 飯田雅広君

マイナンバーの取り扱いなんですけれども、先ほどお話があったとおり、マイナンバーの利用範囲は法律に規定された社会保障、税金、あと災害対策に関する事務に限定されているので、本人の同意があっても、利用目的を超えて利用することはできないと聞いている。間違いないですよ。法律に限定され、明記された場合を除いて、特定個人情報を収集または保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続においても書類の作成時も処理する必要がなくなった場合は法令に求められている保存期間を経過した場合にはマイナンバーはできるだけ速やかに廃棄・削除しなければならないというのも間違いないですよ。

そうするとですね、私は一応行政書士という資格を持っているんですけれども、許認可を出すときに住所確認で住民票を出してくれと言われる場合があるんですけれども、その場合、マイナンバーの記載がある住民票をもらおうと、結局お客さんに返さなければいけないんですよ。私たちもそれをマイナンバーが載っている住民票をもらえないものですから、やはりそういったところで、住民の方もまだ最初のうちはなれないので、そのあたりの記載、必要か必要ではないのかという、そういうところは窓口のほうで最初にこれは何に使うのですかとか、そういう確認したりですとか、利用目的によって多少のものがあると思うので、その辺の窓口での住民の方のサポートとか、そういうものっていうのはあるんですか。

○民生部長 鈴木利彦君

今でも住民票の発行については、申請者の方、住民の方にどういった用途ということは聞

いてございます。当然、今回住民票を発行するのに個人番号を明記を、住民票とかない場合というのは当然本人さんにお聞きをして把握する予定にはなっておりますが、何分住民課のほうもまだ徹底してない部分もありますので、その辺研修を重ねて、間違いなくお客様にも説明ができるように現場のほうやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○委員 飯田雅広君

例えば記載されたものをもしもらったとして、利用するところへ持って行って、これは記載がないですね。ちょっと替えてくださいと言った場合の差しかえというのは、お金がかかる、やはり言いにくいので。

○民生部長 鈴木利彦君

一たんその場を離れていってしまわれると。その辺はよくお聞きしていただいて請求していただくと。

○委員 飯田雅広君

そうですね、窓口で発行するときに気をつけて、ちょっとサポートしてもらおうといいです。

○民生部長 鈴木利彦君

その辺十分研修したいと思っておりますので。

○委員 飯田雅広君

よろしく願います。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑ございますでしょうか。

○委員 中村英子君

教育委員会と、それから、庁舎内の福祉関係で、今この条例改正なんですけれども、教育の場面で、例えばこれは、別表第1ですと就学援助関係でマイナンバーということなんです、これは親の所得が関係します、このときに対象になるナンバーというのは親のナンバーだというふうに思うんですけれども、子供たちも既にナンバーというのは配付されているんですよね、生まれた人から全部ということなので。そうすると子供に今あるナンバーというものはどういうときにどういうふうにご利用されるのか、されないのかというのがよくわからないんですよ。

ここでは恐らく親の所得に関係しますので、親のことだと思うんですけれども、ここに書いてある限りで言えば、これに限って使うわけだから、例えば入学に関することであれば、進学に関することだとか、その都度これが必要になるというふうには思えないのですが、子供たちにつけられているナンバーというのは行政上どういうときに想定されるのかなというのがちょっとわからないので、もしわかったら、その辺をお願いします。

○総務課長 浅野幸司君

子供さんの番号につきましては、例えば今の時期ですと扶養親族の申告書というのを書く、お勤め先に出される書類がございます。保険料の年末調整に係る書類で、例えば生命保険料の1年間の支払いの額とかですね、そういった保険料の控除の関係の申告書とともに、扶養親族の関係の申告書というのをお出しいただくような、今ちょうどこの11月、12月の年末調整の時期にそういう書類がございますけれども、その扶養親族の申告書の中にですね、お勤め先の従業員の方のご家族のお名前とか生年月日を書く欄が前からございます。そのところに、いわゆる子供さんも奥様も含めてそうなんですけれども、そここのところに個人番号を付記するような様式の改正がございます。ということは、そこにお勤めの従業員の方の子供さん、もしくは奥様、扶養親族の方のお名前と一緒にその方の個人番号をそこに書いていただいて、事業所にお出しいただくという流れでございます。

それがその後どうなるかということになりますと、その個人番号でいわゆる特定というかですね、本人特定も含めて、その子供さんの例えば所得、所得がどこかアルバイトで複数のお勤めがあった場合、その個人番号で、その方がどこからどういう収入が出てくるというのは全部突合するという流れになってまいります。ですので、子供さんでも小さい小学校、中学生の学生さんは別としまして、例えば大学生、それから、いわゆるフリーターの方も含めてそうなんです、収入が出る可能性がある扶養親族については、その後に特定し、扶養親族になれる範囲内の収入、所得であるかどうかというのが今後当局のほうで確認するという流れになっております。大体そういったところで利用されるかなと思います。

以上でございます。

○委員 中村英子君

そうしますと、1つは親があつて、親に附属しているという言い方はおかしいけれども、家族ですので、ですから、親の所得に関してナンバーをつけて申告するということと、もう一つは収入を得るような時期に達したら、その人の収入について申告する場合、それはナンバーを必要とするということなんですけれども、そうするとそれ以前の子供、要するに児童・生徒なんかに関してはこのナンバーについては全く使用の必要がないというのか、何ら使う必要がないというのか、全く手つかずでとか、そういうことなんです、じゃ今のお話ですと。それ収入以前の子供たちに対して何かそれが必要になるという状況はないということなんです、今のお話ですと。

○総務課長 浅野幸司君

すみません、赤ちゃんからお年寄りまで全部今回付番されているということでございますので、今先生ご指摘のように実際赤ちゃんとか小さい子供さんの利用はどうなるかというのは、今後また、今冒頭に申し上げました社会保障・税、災害対策というところに限定された分野というのは決まっておりますので、そこら辺でどういう形で今後国のほうも方針を出してくるか、今のところは不明でございますけれども、何らかの形で国民の方々に番号をつけ

て、総背番号にするということですので、後々その方々が、今はご指摘のようなところで直接的なそういった影響とかはないかもわかりませんが、今後後々、将来、それをもとにして、例えば就学時の児童の突合とかですね、そういうところで利用されてくる可能性はあるかなと思います。

以上でございます。

(「ちょっと補足で」の声あり)

○総務部長 江上文啓君

今、総務課長が申しあげましたのはあくまでも一例でございます、これ以外にもですね、中村先生がご心配してみえるような子供さんに番号が小さいうちは必要ないのでないかというお考え、わからんわけでもないのですけれども、実際はですね、今回の条例の制定の別表第2のほうを見ていただきますと、児童手当関係情報だとか、母子保健関係情報だとか、生活保護関係情報、こういったものにつきましては、当然お生まれになった方ですぐであってもですね、関係することが十分考えられますので、そういった場合に当然その方の個人番号は必要になってくるわけですね。ですから、そういったところで使う可能性がございますので。

(「親と子と両方ね」の声あり)

そうです、ゼロ歳の方であっても、1歳の方であっても十分使う可能性はあるということ、お生まれになった時点ですぐに個人番号を設定させていただくという考え方になっております。

以上でございます。

○委員 中村英子君

そうしますと、子供が小さいときにですね、例えば就学援助を受けていただくの、生活保護を受けていただくのとかという、住所、氏名、そういう情報というのは、成人した後も個人番号を検索した時点ではそういう情報なんていうものは今の法律の規定から言えば一緒についていけないものであるというふうな解釈でいいのか、これが一緒についていくという話、将来ですよ、いう話になると、何か成人した後にですね、非常に問題が残るような気がしますので、そういう使い方をしてこの人について情報はついていかないと、今の規定の中では、そういうふうに思っているわけですね、そうすると。

○総務部長 江上文啓君

今おっしゃったような個人情報についてはですね、それぞれの機関ごとに保存してございますので、個人番号がわかったから、その人の過去だとかそれが全てわかるなんていうことはないというふうにご考えております。それぞれの機関で責任を持って管理していただいておりますし、不要になれば速やかに処分していただきますので、そういった心配はないと私は考えてございます。

よろしく申し上げます。

○委員 中村英子君

いろいろ不正があった場合は、それはちょっとわかりませんが、なるほど、現時点ではそういう状況だということ、はい、わかりました。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑ございますか。

○委員 水野智見君

先ほどの飯田委員の質問に関連しているんですけども、住民票の関係ですけども、今現在でも住民票は通常請求するだけだと本人の名前とか現住所、生年月日が出て、例えば本籍欄とか世帯主欄などほかの者が要求、こういう理由で欲しいという場合は丸を打って請求するという形になっているんですけども、今のマイナンバーはそういう形だと思っていたんですけども、まだその辺は決まってないということですね、今の部長の答弁だと。

○民生部長 鈴木利彦君

まだ詳しいことは決まっていますが、恐らく選択制になると思います。

○委員 水野智見君

今現在住民票の請求はそういうふうになっているものですから、ただ、今のやつにはマイナンバーのことは当然書いてないものですから、あれですけども、そうなれば、飯田委員が心配してみえたような職員の窓口で云々というのは、基本的に本人が請求しなければマイナンバーも書かれないということであれば、そんなに心配は余りないのではないかと思っただけです。

○委員長 松本正美君

他に質疑はございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第56号「蟹江町職員の再任用に関する条例等の一部改正について」を議題とし

ます。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第56号「蟹江町職員の再任用に関する条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第57号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第57号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の

一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第58号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 中村英子君

今回の条例によりまして、猶予ということなのですが、これって余り私としては記憶がなかったんですけども、今回猶予ということで新しく整備されるという理解でまずよろしかったですかね。これは記憶が余りないので、それをまず確認をしたいのですけれども。

○税務課長 磯野弘幸君

猶予のという制度というのは地方税法では整備はされておりました。

(「ありましたか」の声あり)

はい。ただ、その中で市町村のほうで細かくですね、制定するというので今回改正ということを出させていただいております。

○委員 中村英子君

以前にもですね、税金を払えない人のことについて相談を受けたりして、当局にもお話ししたりしたことがあったんですけども、窓口では、これまで私の経験では、払えない人に対してはでは誓約書を書いてもらうとか、分割で、何月何日にたとえ月幾らでも払ってもらうとか、そういうようなことのお約束をして、それに基づいて払ってもらうというようなやり方をとってきたと思うんですよ。それを私はこういうきちんとした規定に基づいてやっているというふうに理解がしてなかったんですけども、そうすると、そういう過去のやり方も規定に基づいて従来もやってみえたのかどうかということがまず一つ。

それから、猶予の対象者がちょっとわかりにくいんですけども、もちろん災害とかそういう特殊なものについてはそれは理解できるんですけども、どういうときにどういう猶予をされるかという、その背景がきちんとしてないと、誰にも彼にも猶予をするというわけではないと思うので、ちょっとそこ、わかりにくいものですから、その2つについてお願いします。

○税務課長 磯野弘幸君

まず、1つ目のですね、規定に、地方税法とか、こちらの言う規定に基づいてやってみえるかということなのですが、今回の改正の部分でですね、猶予の期間というものを設けてあります。1年もしくは2年という規定がありますので、今までは地方税法のほうではきちん

とした猶予期間というのがないものですから、たしかなかったと思うんですけれども、その部分で1年の間に納めていただければということになりますので、今までは本人さんの実情に応じてですね、どうしても1年の間にできないだとか、そういうことになりますと猶予というのは利用できないというふうに思っておりますので、期間が設けられますので。一応規定どおりに今までは、規定どおりというふうではなくて、きっと本人さんの実情において、本人と話し合っただけというふうには月幾らだとかというふうで処理をさせていただいております。

2つ目の猶予の要件等なんですが、こちらのほうでは、先ほど先生言われたように災害だとかですね、また、盗難、病気、そういうものにかかれたときだとか、仕事をやってみえる方に関しては仕事を廃止だとか休止されたとき、そういうときに限って猶予の要件として該当するというので、この猶予の部分として、今回の改正の部分の要件として満たされてくるというふうで思っております。

以上です。

○委員 中村英子君

では、今回の条例改正で新しく変化した部分、変わった部分というのは期間の設定であると、まず期間の設定、従来は期間は設定されていなかったけれども、今度は期間が設定されたということが新規に加わったことであるという理解なんですね、1つは期間の限定があると、猶予と言っても期間の限定があると、今までは何年でも、何年でもという言い方はおかしいけれども、誠意があれば払ってくださいますことだったと思うんですけれども、そこにですね、今のじゃどういう人が対象になるかと言ったときに、災害はもちろんですけれども、病気だとか、例えば会社が、失業したときですかね、ちょっとそこをはっきりしておきたいんですけれども、病気はもちろん、次は失業、倒産とかいろいろあるんですよ。失業したときなのか、倒産とか、その人たちは当然対象になってくるということでもまずいいんですよ。失業とか倒産とか、そういう状況、それ。

○税務課長 磯野弘幸君

要件としては先ほど言われたように災害だとか、事業の廃止というものもありますけれども、倒産というふうな部分ですね。そちらのほうの部分に関しては該当はしていません。

○総務部長 江上文啓君

実はこれ、今のお話、税務課長が申し上げたのは地方税法の第15条というのがございまして、この中に徴収猶予の要件等というのがあります。この中で4つ要件がございまして、これどういうふうに解釈するかはまたそれぞれあるかとは思いますが、例えば1番目としては、震災、風水害、火災その他の災害を受け、または盗難にかかったとき、2番目としましては、親族が病気にかかり、または負傷したとき、3番目としましては、事業を廃止し、または休止したとき、4番目として、事業につき著しい損失を受けたときという4つの条件

のいずれかに該当する事実を確認できた場合については徴収猶予ができるよということになっておりますので、今先生がおっしゃった倒産についてもこの中のいずれかに該当されれば、私は徴収猶予は可能だと考えております。倒産という言葉は出てまいりませんが、例えば事業につき著しく損失を受けたときだとかが当たるかどうか、その辺の判断だと思います。

○委員 中村英子君

そうですね。税法何条と言いましたかね。

○総務部長 江上文啓君

地方税法の第15条です。徴収猶予の要件等というのがございますが、こちらのほうを一度ごらんいただけるとありがたいと思います。

○委員 中村英子君

もちろんこれはきちんとした書類だとか、いろいろなことで確認をすると思うんですよ、そういう状況ですので、必要な書類を持ってきていただいて確認して猶予の対象だよということをやると思うんですよ。ですから、これを悪意を持って利用するということはちょっとできないわけですよ。ということは、もしそういう申請に来たら、その背景をまず調査するということがあると思うんですけども、当然それはまた調査する必要があると思うときは、そうしたら、それをまた調査する権限はここでも執行できるというような考えでいいですか。調査する必要があると思えば、預貯金だとかいろいろなこと、倒産しましたって言ったって、どこかに隠しておくかわかりませんよね、それは、そういう調査権もここで使って、必要があればですよ、しながら、その対象者を限定していくというやり方だということでもいいですか。

○総務部長 江上文啓君

はい、税務課の職員はですね、そういう証明書もあります、権限もございますので、その権限に基づいて調査をさせていただいて、必要かどうかの判断をさせていただくということでございます。よろしく願いいたします。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

○委員 中村英子君

はい。

○委員長 松本正美君

他に質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと、今回の一部改正ですけれども、納税者側からの申請で換価の猶予ができることになると思うんですけども、今まで僕も磯野税務課長とはいろいろコンタクトはしていま

すが、どうしても払いたくても払えない人たちにとっては、納税者側からの申請ですので、今まで単なる分納計画を交わしてやっていたのですが、そこで今回違うのが認められれば延滞税が減免になりますので、せっかくいい制度が、この納税者側からの申請でいい制度ですので、そういう意味で制度ができてはなかなか運用しない。今の自営業者でも売り上げ減少または廃業等で換価の猶予の申請の対象になると思いますので、その辺を適切に判断して、できたは、使えないよという制度ではなくて、大事に、換価の猶予については猶予期間中は差し押さえもできませんので、そういう意味でよろしくをお願いします。

○委員長 松本正美君

要望ですか。

○委員 板倉浩幸君

要望で、それで間違いないですよ。

○税務課長 磯野弘幸君

板倉先生の言われたとおり、今の延滞金の減免だとかですね、そういうのは当然、今の項目によってですね、理由によって延滞金の減免が全額だとか2分の1というようなものがありますので、ただ、それは先ほど中村先生が言われたみたいに猶予の要件というものがありますので、それに当てはまったものに関しては当然この制度を利用ということになりますので、そちらのほうの利用の可能ができれば、全ての方がまたこういう猶予を受けられるということではありませんので、その辺をきちっと精査しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員 板倉浩幸君

申請用紙ってもうできているんですかね。

○税務課長 磯野弘幸君

まだきちとした用紙はありませんけれども、納税猶予のほうの申請の用紙というのは前から規則のほうにありますので、そちらのほうも精査しながら、変更等があればですね、やっていきたいと思っております。

○委員長 松本正美君

他に質疑はございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第58号「蟹江町税条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

ここで、総務部長、総務部次長、税務課長、総務課長、消防長、消防本部総務課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午前 9時44分)

○委員長 松本正美君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時46分)

○委員長 松本正美君

議案第59号「蟹江町国民健康保険税条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 鈴木利彦君

補足説明はございません。よろしく審議のほどお願いします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第59号「蟹江町国民健康保険税条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第60号「蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 鈴木利彦君

補足説明はございません。よろしくご審議のほどをお願いします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第60号「蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第62号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 鈴木利彦君

補足説明はございません。よろしくご審議のほどをお願いします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第62号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第66号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 鈴木利彦君

補足説明はございません。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第66号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任をお願いします。

これで、総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前 9時51分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 松本正美